### 資料３

**共聴施設整備計画書**

|  |  |
| --- | --- |
| ■申請主体 | 　 |
| 　 | 申請主体名 |  |
| 　 | 代表団体の長名 |  |
| 　 | 担当者連絡先 |  |
| ■補助対象であることの確認 |
| 　 |  | 放送法（昭和２５年法律第１３２号）第１２６条第１項の規定に基づく登録、有線電気通信法（昭和２８年法律第９６号）第３条第１項から第３項までの規定に基づく届出がされている共聴施設である。 |  |
| 　 | ② | 日本放送協会と地元視聴者が共同で設置し運用する共聴施設（NHK共聴施設）ではなく、自主共聴施設である。 |  |
| 　 | ③ | 受信障害対策用ではなく、難視聴解消用として設置・運営されている共聴施設である。 |  |
| ■共聴施設の概要 | 　 |
| 　 | ① | 設置場所 |  |
| 　 | ② | 設置年月日 |  |
| 　 | ③ | 共聴施設の所有者 |  |
|  | ④ | 共聴施設の管理者 |  |
| 　 | ⑤ | 共聴施設の対象となる世帯等 | 　 |
| 　 | 　 | ア　エリア内世帯数 |  |
| 　 | 　 | イ　エリア内加入世帯数 |  |
| 　 | 　 | ウ　エリア加入率（イ／ア） |  |
| 　 | 　 | エ　維持管理状況 |  |
| 　 | 　 | オ　その他 |  |
| 　 | ⑥ | 条件不利地域の種類 |  |
| ■共聴施設の整備計画 |
| 　 |  | 補助事業により高度化改修整備が必要であることを示す客観的かつ詳細な理由 |
| 　 | 　 |  |
| 　 |  | 補助事業により行う整備と、補助事業以外（申請団体の負担等）により行う整備により、共聴施設全体としてどのように高度化改修が実現するかを示す資料 |
| 　 | 　 | 国庫補助の役割、整備の概要 |
|  |  |  |
| 国庫補助以外の役割、整備の概要。関連事業及び他予算の活用 |
|  |  |
| 上記により、共聴施設全体としてどのように高度化改修が実現するか（期待される効果） |
|  |  |  |
| ③ | 補助事業の緊急性、規模の適正性 |
|  | 補助事業の緊急性 |
|  |  |
| 規模の適正性 |
|  |  |
|  | ④ | 引込線切替工事の進捗計画（累計） |
|  |  | 補助事業年度内 |  |
|  |  | 補助事業終了後１ヶ年末 |  |
|  |  | 補助事業終了後２ヶ年末 |  |
|  |  | 補助事業終了後３ヶ年末 |  |
|  | ⑤ | 事業実施主体と共聴施設所有者が異なる場合の施設の管理・運用について |  |

添付資料

・国庫負担金以外の負担に関する計画書

　・整備エリア図

　・契約予定内容に関する調査票

　・光ファイバケーブルの整備計画

　・芯線設計の基本的な考え方

　・回線系統図

　・装置系統図

　・装置実装図

・「共聴施設整備計画書■補助対象であることの確認」①を証する書類の写し

・「共聴施設整備計画書■補助対象であることの確認」②を証する書類の写し

（共聴施設を運営する組合規約等）

・その他、共聴施設整備計画書の内容を補足する資料

(市町村から共聴組合に対する交付要綱等)